

臨時休業

(1) 下の表のＡＢＣのどれかひとつでも該当する場合については、次のように対応する。

	A 交通機関（電車）	B 交通機関（バス）	C 気象状況 〔千葉県北西部または 東葛飾地区が対象〕
対象	・ＪＲ常磐線 「松戸～我孫子間」 ・ＪＲ成田線 「我孫子～木下間」 ※上の両方（常磐線は 快速・各駅の両方） が運休している場合	・東武バス ・阪東バス ※上のバスが両方とも 運休している場合	・「暴風警報・大雨警報」の 両方 ・「大雪警報」 ・「暴風雪警報」 ※上の場合のひとつでも 発令された場合

(対応)

ア 午前７時までに解消された場合は、通常の授業とする。

イ 午前７時から午前１０時までに解消された場合は、生徒は事故に注意して登校する。

ウ 午前１０時の時点で解消されない場合は、臨時休業とする。

エ 登校する場合は、当日の日課に従った準備をすること。

(2) その他、非常変災等により、生徒の登下校に支障があると判断される場合についての対処方法は校長が決定する。